

**【事務事業調査】**

事務事業名	土地改良施設改修整備事業費			予算科目	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業
				コード	001-06-01-03-003-03-03-0
担当部課	建設産業部 産業課	担当 係長	農業振興係 熊田 彰夫	事業の分類	既存事業

**■事務事業の概要**

	何をどのような方法で実施します(実施しました)か？	どのような成果が現れます(現れました)か？
計画	<p>H23 事後評価 平成23年度は、鬼怒川東部土地改良区が実施した、大沼川の下坪堰、上太田堰、太田下堰、野元川の天沼1号分水工、高根沢土地改良区が実施した野元川支線1号の大泉ドライブイン南側堰の改修に対し、補助金を交付しました。</p> <p>H25 事前評価 県が実施する老朽化したサイフォンの更新等のかんがい排水施設整備に対し、町が負担金を支払います。今年度は小白井用水地区の特定農業用管路特別対策事業によるサイフォン敷設換え、基幹水利施設ストックマネジメント事業による揚水機場の補修を実施します。 このほか土地改良区が実施する老朽化した堰の改修等のかんがい排水施設整備に町が補助金を交付します。今年度は県単独農業農村整備事業により、南那須土地改良区で下柏崎地区の土側溝にU字溝の敷設を実施します。 また、土地改良施設維持管理適正化事業により、鬼怒川東部土地改良区で、市の堀の伏久地区取水堰、大沢堰、大沼川の上坪堰、高根沢土地改良区で野元川1号支線の荻原宅南堰の改修を実施します。</p>	<p>堰の改修は、管理者の高年齢化が進んでいることから、操作の容易なものへ交換することで、操作の省力化が図られ、緊急時の安全機能の回復と迅速な対応が可能となります。また、部材の交換や塗装をすることで、施設の延命化が図られ、利水、治水の管理を確保できます。U字溝の敷設は、用水路の機能確保、法面の崩壊防止、維持管理の節減が図られます。 当該事業により農業生産基盤を維持することで、農産物の生産性と安定供給が確保されるとともに、農村の豊かな自然環境、美しい景観、防災機能が保全されます。</p>
実績		

**■活動指標**

指標	目標値	達成値	特記事項
「鬼怒川東部土地改良区第二次維持管理中期計画書(平成25年度～平成29年度)」における町内の管理施設(堰)の改修の進捗率(単位:%)	100%		第二次改修計画数: 14 ※H25④ 適正化: 伏久地区取水堰(山中・麦田堰)、大沢堰、上坪 H26④ 県単: 花岡杉の沢堰 適正化: 天沼2号分水工、赤堀第1堰・第2堰 H27② 適正化: 東・東花園堰 H28① 適正化: 高田堰 H29③ 県単: ニツ沼堰 適正化: 役場下堰、百目鬼堰

**■事業費(計画)**

【単位:千円】

細 節	金 額	積 算 根 拠
1 負担金	905	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹水利施設ストックマネジメント事業 〔小白井用水地区(第1揚水機場、第2揚水機場の建屋の補修工事)〕 負担金 46,800円 (事業費 6,000千円×負担率 0.1×負担割合 0.078)</li> <li>○特定農業用管路特別対策事業 〔小白井用水地区(サイフォン工)〕 負担金 858,000円 (事業費 11,000千円×負担率 0.1×負担割合 0.078)</li> </ul>
2 補助金	10,812	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県単独農業農村整備事業 【南那須土地改良区】 ・かんがい排水施設〔下柏崎地区U字水路敷設〕整備 補助額 4,620千円(事業費 8,400千円×補助率 0.55) ※補助率 県 35% 町 20%</li> <li>○土地改良施設維持管理適正化事業 【鬼怒川東部土地改良区】 ・市の堀 伏久地区取水堰整備 補助額 2,592千円(事業費 10,370千円×補助率 0.25) ・市の堀 大沢堰整備 補助額 1,230千円(事業費 4,920千円×補助率 0.25) ・大沼川 上坪堰整備 補助額 970千円(事業費 3,880千円×補助率 0.25) 【高根沢土地改良区】 ・野元川支線1号 荻原宅南側堰整備 補助額 1,400千円(事業費 5,600千円×補助率 0.25)</li> </ul>
	11,717	

**■事業費(実績)**

【単位:千円】

細 節	金 額	特 記 事 項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
	0	

**■事業経費**

		計 画 【千円】	実 績 【千円】	特 記 事 項
予 算	当初予算額	11,717		
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決 算	決算額			
財 源	国庫支出金			
	県支出金	2,940		県単独農業農村整備事業補助
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	2,940		
	差引(一般財源)	8,777		

■補助金等名: 県単独農業農村整備事業補助

■補助事業者等: 該当土地改良区

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる: 5点
- (2)あてはまる: 4点
- (3)どちらかというにあてはまる: 3点
- (4)どちらかというにあてはまらない: 1点
- (5)あてはまらない: 0点

★総合評価基準

- (1)継続: 総得点が35点以上
- (2)見直し: 総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント	
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	4	土地改良(農業水利)施設については、本来の農業施設としての機能に加え、農村地域の都市化・混住化の進展等社会的経済的諸条件の変化に伴い、環境保全や防災といった多面的・公共的機能が拡大しています。
		■町全体に波及効果が期待できる。		
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	3	土地改良(農業水利)施設については、昭和30、40年代に集中して設置され、多くの施設で老朽化が進んでいるため、堰の改修等の機能保全対策を実施し、施設の延命化による有効活用と施設機能の保全を図る必要があります。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	4	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	5	土地改良(農業水利)施設を管理している土地改良区への補助であり、既存団体等の活動を阻害しません。受益機会については、本来の農業施設としての機能に加え、環境保全や防災といった多面的・公共的機能が拡大していることから、公平性は向上しています。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	4	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	5	事業効果は土地改良(農業水利)施設の機能保全です。予算の見積もりは、要望時に事業計画書に総事業費工事明細書を添付させ確認しており適正です。
		■予算の見積りが適正である。	5	
5	適格性	■実施体制が明確である。	5	実施体制は確立されていますが、本町の基幹産業が農業(稲作)であることから、土地改良区は公益上必要であり、受益者の負担を考慮すると自立は難しい。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	1	
合計点数		37		
総合評価		継続		

■補助金等名:土地改良施設維持管理適正化事業費補助

■補助事業者等:該当土地改良区

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント	
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	4	土地改良(農業水利)施設については、本来の農業施設としての機能に加え、農村地域の都市化・混住化の進展等社会的経済的諸条件の変化に伴い、環境保全や防災といった多面的・公共的機能が拡大しています。
		■町全体に波及効果が期待できる。		
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	3	土地改良(農業水利)施設については、昭和30、40年代に集中して設置され、多くの施設で老朽化が進んでいるため、堰の改修等の機能保全対策を実施し、施設の延命化による有効活用と施設機能の保全を図る必要があります。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	4	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	5	土地改良(農業水利)施設を管理している土地改良区への補助であり、既存団体等の活動を阻害しません。受益機会については、本来の農業施設としての機能に加え、環境保全や防災といった多面的・公共的機能が拡大していることから、公平性は向上しています。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	4	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	5	事業効果は土地改良(農業水利)施設の機能保全です。予算の見積もりは、要望時に事業計画書に総事業費工事明細書を添付させ確認しており適正です。
		■予算の見積りが適正である。	5	
5	適格性	■実施体制が明確である。	5	実施体制は確立されていますが、本町の基幹産業が農業(稲作)であることから、土地改良区は公益上必要であり、受益者の負担を考慮すると自立は難しい。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	1	
合計点数		37		
総合評価		継続		

■補助金等名:土地改良施設維持管理適正化事業費補助

■補助事業者等:該当土地改良区

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント	
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	4	土地改良(農業水利)施設については、本来の農業施設としての機能に加え、農村地域の都市化・混住化の進展等社会的経済的諸条件の変化に伴い、環境保全や防災といった多面的・公共的機能が拡大しています。
		■町全体に波及効果が期待できる。		
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	3	土地改良(農業水利)施設については、昭和30、40年代に集中して設置され、多くの施設で老朽化が進んでいるため、小規模な用排水路の補修や堰の管理及び水路の敷ざらいなどの整備、老朽化した樋門(水門)の修繕・塗装などの機能保全対策を実施し、施設の延命化による有効活用と施設機能の保全を図る必要があります。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	4	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	5	土地改良(農業水利)施設を管理している土地改良区への補助であり、既存団体等の活動を阻害しません。受益機会については、本来の農業施設としての機能に加え、環境保全や防災といった多面的・公共的機能が拡大していることから、公平性は向上しています。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	4	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	5	事業効果は土地改良(農業水利)施設の機能保全です。予算の見積もりは、町が地方交付税を基準に算定したものであり適正です。
		■予算の見積りが適正である。	5	
5	適格性	■実施体制が明確である。	5	実施体制は確立されていますが、本町の基幹産業が農業(稲作)であることから、土地改良区は公益上必要であり、受益者の負担を考慮すると自立は難しい。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	1	
合計点数		37		
総合評価		継続		